

改正

平成7年6月1日規則第60号
平成8年2月8日規則第7号
平成8年2月29日規則第8号
平成9年1月31日規則第3号
平成9年3月31日規則第34号
平成9年10月6日規則第124号
平成10年2月27日規則第10号
平成10年6月30日規則第70号
平成11年1月29日規則第2号
平成11年2月26日規則第7号
平成11年9月1日規則第94号
平成12年1月12日規則第1号
平成12年12月28日規則第148号
平成13年3月30日規則第39号
平成13年8月20日規則第89号
平成14年1月31日規則第3号
平成14年6月21日規則第67号
平成14年9月2日規則第78号
平成15年2月28日規則第6号
平成15年6月30日規則第86号
平成15年9月10日規則第97号
平成15年12月26日規則第132号
平成16年1月30日規則第3号
平成16年8月31日規則第65号
平成17年2月28日規則第7号
平成17年5月31日規則第85号
平成18年1月31日規則第2号

平成18年 2 月28日規則第 5 号
平成18年 3 月31日規則第34号
平成18年 5 月31日規則第76号
平成18年 7 月14日規則第83号
平成18年 9 月29日規則第98号
平成18年12月28日規則第126号
平成19年 7 月13日規則第70号
平成19年12月11日規則第93号
平成20年 7 月10日規則第70号
平成20年11月28日規則第89号
平成21年 6 月30日規則第61号
平成21年10月15日規則第81号
平成22年 1 月29日規則第 3 号
平成23年 2 月18日規則第 4 号
平成23年 6 月30日規則第40号
平成23年10月 4 日規則第50号
平成23年11月30日規則第55号
平成24年 1 月31日規則第 3 号
平成24年 6 月29日規則第67号
平成25年 1 月31日規則第 1 号
平成25年10月31日規則第83号
平成25年11月29日規則第90号
平成26年 1 月31日規則第 4 号
平成27年 1 月30日規則第 2 号
平成27年10月30日規則第82号
平成28年 1 月29日規則第 6 号
平成28年10月31日規則第104号
平成29年 1 月31日規則第 2 号
平成29年 9 月29日規則第69号
平成29年10月31日規則第72号

平成30年1月31日規則第5号
平成30年3月6日規則第20号
平成30年10月31日規則第126号
平成31年2月28日規則第3号
令和2年1月31日規則第6号
令和3年1月29日規則第1号
令和3年10月29日規則第126号
令和3年12月28日規則第152号
令和4年10月31日規則第98号
令和5年1月31日規則第3号
令和5年3月31日規則第31号
令和5年10月31日規則第98号
令和6年10月31日規則第81号
令和7年3月5日規則第25号

世田谷区立区民農園条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、世田谷区立区民農園条例（平成5年11月世田谷区条例第56号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(位置)

第2条 世田谷区立区民農園（以下「区民農園」という。）の位置は、別表第1のとおりとする。

一部改正〔平成29年規則69号・30年20号〕

(休園日)

第3条 区民農園は、無休とする。ただし、区長は、必要があると認めたときは、臨時に休園日を定めることができる。

一部改正〔平成30年規則20号〕

(利用時間)

第4条 区民農園の利用時間は、日の出の時刻から日の入りの時刻までとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めたときは、臨時に利用時間を変更することができる。

一部改正〔平成29年規則69号・30年20号〕

(利用資格)

第5条 条例第5条第1項第1号の区内に住所を有する世帯で規則で定めるものは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき区の住民基本台帳に記録されているものとする。

2 条例第5条第1項第2号の規則で定める教育又は福祉を目的とする団体は、区内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、児童館、学童クラブ、福祉施設等の団体とする。

一部改正〔平成24年規則67号・29年69号〕

(募集の方法)

第6条 区長は、区民農園の利用者を公募するものとする。ただし、区長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

2 公募の方法、時期その他必要な事項は、区長が定める。

(利用の申請)

第7条 区民農園を利用しようとする者は、区長が指定する期日までに、世田谷区立区民農園利用申請書（第1号様式）を区長に提出しなければならない。

全部改正〔平成13年規則39号〕

(利用の承認等)

第8条 区長は、第6条の規定による公募により区民農園の利用を申請した者のうち、利用資格に該当する者について、条例第6条第1項の規定による利用の承認（以下「利用の承認」という。）をするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、公募により利用の希望があった区民農園の区画の数（当該公募前に既に利用予定者としての登録（以下「登録」という。）を受けている者があるときは、それらの者に係る区画の数を含む。）が利用させるべき区民農園の区画の数を超えたときは、区民農園ごとに抽選により利用の順位（登録を受けている者があるときは、それらの者の順位に次ぐ順位）を付け、当該順位に従い利用の承認をするものとする。

3 前項の場合において、区長は、利用資格に該当する者で利用の承認をしなかったもの（既に登録を受けている者を除く。）に対し、登録をした旨及びその登録をした順位を通知するものとする。

4 区長は、区民農園について利用しない者が生じた場合は、登録を受けた者（以下「登録者」という。）について、その順位に従い利用の承認をするものとする。

5 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消するものとする。

(1) 登録者が登録の取消しを申し出たとき。

- (2) 登録者が利用資格を失うに至ったとき。
- (3) 登録者が利用の承認を受けたとき。
- (4) 登録者が利用を希望する区民農園が廃止されたとき。

全部改正〔平成13年規則39号〕、一部改正〔平成30年規則20号〕

(承認書の交付)

第9条 区長は、利用の承認をしたときは、当該利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、世田谷区立区民農園利用承認書（第2号様式）を交付するものとする。

全部改正〔平成13年規則39号〕、一部改正〔平成30年規則20号〕

(利用区画)

第10条 条例第9条第2項の規定により区長が指定する区民農園の農地の区画の数は、別表第2のとおりとする。

一部改正〔平成30年規則20号〕

(利用の承認の取消し等)

第11条 区長は、条例第10条の規定により利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止したときは、世田谷区立区民農園利用承認取消・制限・停止通知書（第3号様式）により利用者にその旨を通知するものとする。

一部改正〔平成13年規則39号・30年20号〕

(届出義務)

第12条 利用者は、第7条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに区長に届け出なければならない。ただし、あらかじめ区長が指定した事項については、この限りでない。

一部改正〔平成29年規則69号・30年20号〕

(利用の辞退)

第13条 利用者は、区民農園の利用を辞めようとするときは、区長に届け出なければならない。

一部改正〔平成13年規則39号・30年20号〕

(使用料)

第14条 利用の承認の期間に1年未満の端数があるときの1年未満の端数に係る使用料は、別表第3のとおりとする。

一部改正〔平成13年規則39号・30年20号〕

(使用料の減免)

第15条 条例第12条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、世田谷区立区民農園使用料減免申請書（第5号様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定により申請があったときは、その可否を決定し、申請をした者に対し、世田谷区立区民農園使用料減免承認・不承認通知書（第6号様式）によりその旨を通知するものとする。

一部改正〔平成9年規則34号・30年20号〕

（使用料の還付）

第16条 条例第13条ただし書の規定により使用料を還付する場合及びその額は、次のとおりとする。

（1） 利用者の責任でない事由により利用をすることができなくなったとき。利用をすることができなくなった日の属する月以降の月分（既納の使用料に係るものに限る。）の使用料

（2） 第13条の規定により利用の辞退の届出があった場合で、当該届出があった日において、区民農園の利用をしない期間が1月以上あり、かつ、相当の理由があると認めたとき。届出があった日の属する月の翌月以降の月分（既納の使用料に係るものに限る。）の使用料

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、世田谷区立区民農園使用料還付申請書（第7号様式）を区長に提出しなければならない。

一部改正〔平成30年規則20号〕

（禁止行為）

第17条 区民農園の利用者は、次の行為をしてはならない。

（1） 土地の形質を変更し、又は工作物を設置すること。

（2） 利用の承認を受けた場所以外の場所を利用すること。

（3） 所定の場所以外の場所で火気を使用すること。

（4） 前3号に定めるもののほか、区民農園の管理上支障があると認められる行為

一部改正〔平成30年規則20号〕

（委任）

第18条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

一部改正〔平成30年規則20号〕

附 則

この規則は、平成6年2月1日から施行する。ただし、世田谷区立第二上用賀ファミリー農園の公用開始の日は、平成6年4月1日とする。

附 則（平成7年6月1日規則第60号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 2 月 8 日規則第 7 号）

- 1 この規則は、平成 8 年 2 月 9 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、世田谷区立北烏山ファミリー農園の公用開始の日は、平成 8 年 4 月 1 日とする。

附 則（平成 8 年 2 月 29 日規則第 8 号）

この規則は、平成 8 年 3 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の 2 の部の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 1 月 31 日規則第 3 号）

- 1 この規則は、平成 9 年 3 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の 1 の部に世田谷区立千歳台五丁目ファミリー農園の項を加える改正規定は、同年 2 月 1 日から施行する。
- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、世田谷区立千歳台五丁目ファミリー農園の公用開始の日は、平成 9 年 3 月 1 日とする。

附 則（平成 9 年 3 月 31 日規則第 34 号）

- 1 この規則は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第 3 の規定は、平成 9 年 10 月 1 日以後に利用の承認を受けた者について適用し、同日前に利用の承認を受けた者については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 10 月 6 日規則第 124 号）

この規則は、平成 9 年 10 月 7 日から施行する。ただし、世田谷区立成城七丁目ファミリー農園の公用開始の日は、平成 10 年 3 月 1 日とする。

附 則（平成 10 年 2 月 27 日規則第 10 号）

この規則は、平成 10 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 6 月 30 日規則第 70 号）

- 1 この規則は、平成 10 年 9 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の 1 の部に世田谷区立鎌田三丁目ファミリー農園の項及び世田谷区立第二宇山ファミリー農園の項を加える改正規定は、同年 7 月 1 日から施行する。
- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、世田谷区立鎌田三丁目ファミリー農園及び世田谷区立第二宇山ファミリー農園の公用開始の日は、平成 10 年 9 月 1 日とする。

附 則（平成 11 年 1 月 29 日規則第 2 号）

1 この規則は、平成11年3月1日から施行する。ただし、別表第1の1の部に世田谷区立第二岡本二丁目ファミリー農園の項及び世田谷区立第二鎌田三丁目ファミリー農園の項を加える改正規定は、同年2月1日から施行する。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、世田谷区立第二岡本二丁目ファミリー農園及び世田谷区立第二鎌田三丁目ファミリー農園の公用開始の日は、平成11年3月1日とする。

附 則（平成11年2月26日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年9月1日規則第94号）

この規則は、平成11年10月1日から施行する。ただし、世田谷区立第二桜丘四丁目ファミリー農園の公用開始の日は、平成12年3月1日とする。

附 則（平成12年1月12日規則第1号）

1 この規則は、平成12年2月1日から施行する。ただし、別表第1の1の部に世田谷区立喜多見四丁目ファミリー農園の項を加える改正規定は、同年1月13日から施行する。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、世田谷区立喜多見四丁目ファミリー農園の公用開始の日は、平成12年4月1日とする。

附 則（平成12年12月28日規則第148号）

この規則は、平成13年1月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規則第39号）

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の世田谷区立区民農園条例施行規則の規定による登録を受けた者及び補欠者については、それぞれ利用を希望する区民農園に応じて、この規則による改正後の世田谷区立区民農園条例施行規則の規定による登録を受けた者及び補欠者とみなす。

附 則（平成13年8月20日規則第89号）

この規則は、平成13年9月30日から施行する。ただし、別表第1の1の部の改正規定は、平成14年1月1日から施行する。

附 則（平成14年1月31日規則第3号）

この規則は、平成14年2月1日から施行する。

附 則（平成14年6月21日規則第67号）

この規則は、平成14年7月1日から施行する。ただし、世田谷区立用賀一丁目ファミリー農園の公用開始の日は、同年8月1日とする。

附 則（平成14年 9 月 2 日規則第78号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、世田谷区立鎌田学童・ふれあい農園の公用開始の日は、平成14年 9 月15日とする。

附 則（平成15年 2 月28日規則第 6 号）

この規則は、平成15年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成15年 6 月30日規則第86号）

この規則は、平成15年 7 月 1 日から施行する。ただし、世田谷区立中町ファミリー農園及び世田谷区立中町学童・ふれあい農園の公用開始の日は、同年 8 月 1 日とする。

附 則（平成15年 9 月10日規則第97号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年12月26日規則第132号）

- 1 この規則は、平成16年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区立区民農園条例施行規則の規定に基づき作成された様式 of 用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成16年 1 月30日規則第 3 号）

この規則は、平成16年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年 8 月31日規則第65号）

- 1 この規則は、平成16年 9 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の 1 の部世田谷区立桜丘五丁目ファミリー農園の項を削る改正規定は、同年10月 1 日から施行する。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、世田谷区立桜丘一丁目ファミリー農園の公用開始の日は、平成16年10月 1 日とする。

附 則（平成17年 2 月28日規則第 7 号）

この規則は、平成17年 3 月 1 日から施行する。ただし、世田谷区立喜多見三丁目ファミリー農園の公用開始の日は、同年 4 月 1 日とする。

附 則（平成17年 5 月31日規則第85号）

この規則は、平成17年 6 月 1 日から施行する。ただし、世田谷区立喜多見六丁目ファミリー農園、世田谷区立砧五丁目ファミリー農園及び世田谷区立第二上用賀ファミリー農園の公用開始の日は、同年 8 月 1 日とする。

附 則（平成18年 1 月31日規則第 2 号）

この規則は、平成18年 2 月 1 日から施行する。ただし、世田谷区立赤堤三丁目ファミリー農園及

び世田谷区立第二成城七丁目ファミリー農園の公用開始の日は、同年４月１日とする。

附 則（平成18年２月28日規則第５号）

この規則は、平成18年３月１日から施行する。

附 則（平成18年３月31日規則第34号）

この規則は、平成18年４月１日から施行する。

附 則（平成18年５月31日規則第76号）

この規則は、平成18年６月１日から施行する。

附 則（平成18年７月14日規則第83号）

この規則は、平成18年７月15日から施行する。ただし、世田谷区立上北沢一丁目ファミリー農園及び世田谷区立喜多見一丁目ファミリー農園の公用開始の日は、同年９月１日とする。

附 則（平成18年９月29日規則第98号）

この規則は、平成18年10月１日から施行する。ただし、別表第１の１の部世田谷区立鎌田ファミリー農園の項を削る改正規定は、同年12月１日から施行する。

附 則（平成18年12月28日規則第126号）

この規則は、平成19年１月１日から施行する。

附 則（平成19年７月13日規則第70号）

- 1 この規則は、平成19年７月15日から施行する。ただし、別表第１の１の部世田谷区立宇奈根ファミリー農園の項を削る改正規定は同年８月１日から、同部世田谷区立喜多見一丁目ファミリー農園の項を削る改正規定は同年９月１日から施行する。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、世田谷区立桜丘四丁目南ファミリー農園の公用開始の日は、平成19年９月１日とする。

附 則（平成19年12月11日規則第93号）

- 1 この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表第１の１の部世田谷区立第二岡本二丁目ファミリー農園の項及び世田谷区立第二鎌田三丁目ファミリー農園の項を削る改正規定は、平成20年１月31日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第３の規定は、施行日以後に利用の承認を受けた者の平成20年７月１日（以下「適用日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前に利用の承認を受けた者の利用に係る使用料及び施行日以後に利用の承認を受けた者の適用日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成20年７月10日規則第70号）

この規則は、平成20年7月11日から施行する。ただし、世田谷区立鎌田三丁目西ファミリー農園の公用開始の日は、同年8月1日とする。

附 則（平成20年11月28日規則第89号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成21年6月30日規則第61号）

この規則は、平成21年7月1日から施行する。ただし、世田谷区立中町二丁目ファミリー農園の公用開始の日は、同年9月1日とする。

附 則（平成21年10月15日規則第81号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の1の部世田谷区立喜多見四丁目ファミリー農園の項を削る改正規定は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年1月29日規則第3号）

この規則は、平成22年2月1日から施行する。

附 則（平成23年2月18日規則第4号）

- 1 この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、世田谷区立第二鎌田三丁目ファミリー農園、世田谷区立岡本二丁目ファミリー農園、世田谷区立砧四丁目ファミリー農園及び世田谷区立喜多見五丁目ファミリー農園（以下「新農園」という。）の公用開始の日は、平成23年3月1日とする。
- 2 施行日前に行われた新農園に係る利用者の公募は、この規則による改正後の第6条の規定による公募とみなす。

附 則（平成23年6月30日規則第40号）

- 1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。ただし、別表第1の1の部世田谷区立赤堤三丁目ファミリー農園の項を削る改正規定は、同年9月1日から施行する。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、世田谷区立喜多見四丁目ファミリー農園、世田谷区立桜丘五丁目ファミリー農園及び世田谷区立瀬田一丁目ファミリー農園の公用開始の日は、平成23年9月1日とする。

附 則（平成23年10月4日規則第50号）

- 1 この規則は、平成23年11月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第3の規定は、施行日以後に利用の承認を受けた者の平成24年3月1日（以下「適用日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前に利用の承認を受けた者の利用に係る使用料及び施行日以後に利用の承認を受けた者の適用日前の利用に

係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成23年11月30日規則第55号）

この規則は、平成24年2月1日から施行する。

附 則（平成24年1月31日規則第3号）

この規則は、平成24年2月1日から施行する。

附 則（平成24年6月29日規則第67号）

- 1 この規則は、平成24年7月9日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の第5条の規定は、施行日以後の利用の申請に係る利用資格について適用し、施行日前の利用の申請に係る利用資格については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第5条に規定する利用資格に基づきなされた第8条の規定による利用の承認及び登録は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

附 則（平成25年1月31日規則第1号）

この規則は、平成25年2月1日から施行する。ただし、世田谷区立喜多見五丁目学童・ふれあい農園の公用開始の日は、同年3月1日とする。

附 則（平成25年10月31日規則第83号）

この規則は、平成25年11月1日から施行する。ただし、世田谷区立宇奈根二丁目ファミリー農園の公用開始の日は、平成26年3月1日とする。

附 則（平成25年11月29日規則第90号）

この規則は、平成25年12月11日から施行する。ただし、別表第1の1の部の改正規定は、平成26年2月1日から施行する。

附 則（平成26年1月31日規則第4号）

この規則は、平成26年2月1日から施行する。

附 則（平成27年1月30日規則第2号）

この規則は、平成27年2月1日から施行する。

附 則（平成27年10月30日規則第82号）

- 1 この規則は、平成27年11月1日から施行する。ただし、別表第1の1の部世田谷区立第二宇山ファミリー農園の項を削る改正規定は、平成28年2月1日から施行する。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、世田谷区立上用賀二丁目ファミリー農園及び世田谷区立成城七丁目ファミリー農園の公用開始の日は、平成28年3月1日とする。

附 則（平成28年1月29日規則第6号）

- 1 この規則は、平成28年2月1日から施行する。ただし、第3号様式及び第6号様式の改正規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第3号様式及び第6号様式の規定は、平成28年4月1日以後にその通知が到達する処分について適用し、同日前にその通知が到達した処分については、なお従前の例による。

附 則（平成28年10月31日規則第104号）

この規則は、平成28年11月1日から施行する。ただし、世田谷区立赤堤二丁目ファミリー農園、世田谷区立成城八丁目ファミリー農園及び世田谷区立第二赤堤二丁目ファミリー農園の公用開始の日は、平成29年3月1日とする。

附 則（平成29年1月31日規則第2号）

この規則は、平成29年2月1日から施行する。

附 則（平成29年9月29日規則第69号）

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成29年10月31日規則第72号）

この規則は、平成29年11月1日から施行する。ただし、世田谷区立深沢四丁目ファミリー農園の公用開始の日は、平成30年3月1日とする。

附 則（平成30年1月31日規則第5号）

この規則は、平成30年2月1日から施行する。

附 則（平成30年3月6日規則第20号）

- 1 この規則は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第3の規定は、施行日以後に利用の承認を受けた者の平成31年3月1日（以下「適用日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前に利用の承認を受けた者の利用に係る使用料及び施行日以後に利用の承認を受けた者の適用日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式(2)、第5号様式及び第7号様式の規定に基づき作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成30年10月31日規則第126号）

この規則は、平成30年11月1日から施行する。ただし、世田谷区立祖師谷六丁目ファミリー農園の公用開始の日は、平成31年3月1日とする。

附 則（平成31年 2 月28日規則第 3 号）

この規則は、平成31年 3 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 1 月31日規則第 6 号）

この規則は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 1 月29日規則第 1 号）

この規則は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年10月29日規則第126号）

この規則は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年12月28日規則第152号）

この規則は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 世田谷区立第二鎌田三丁目ファミリー農園の項を削る改正規定は、同年 3 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年10月31日規則第98号）

この規則は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 1 月31日規則第 3 号）

この規則は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月31日規則第31号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年10月31日規則第98号）

この規則は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年10月31日規則第81号）

この規則は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 に次のように加える改正規定は、同年 3 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 5 日規則第25号）

- 1 この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第 3 の規定は、施行日以後に利用の承認を受けた者の令和 7 年10 月 1 日（以下「適用日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前に利用の承認を受けた者の利用に係る使用料及び施行日以後に利用の承認を受けた者の適用日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第 1 (第 2 条関係)

区分	位置
世田谷区立北烏山ファミリー農園	東京都世田谷区北烏山八丁目 3 番14号
世田谷区立砧五丁目ファミリー農園	東京都世田谷区砧五丁目 9 番18号
世田谷区立第二上用賀ファミリー農園	東京都世田谷区上用賀六丁目 6 番20号
世田谷区立上北沢一丁目ファミリー農園	東京都世田谷区上北沢一丁目25番 1 号
世田谷区立中町二丁目ファミリー農園	東京都世田谷区中町二丁目27番13号
世田谷区立喜多見四丁目ファミリー農園	東京都世田谷区喜多見四丁目32番 1 号
世田谷区立上用賀二丁目ファミリー農園	東京都世田谷区上用賀二丁目 4 番 4 号
世田谷区立成城七丁目ファミリー農園	東京都世田谷区成城七丁目35番32号
世田谷区立赤堤二丁目ファミリー農園	東京都世田谷区赤堤二丁目39番 9 号
世田谷区立成城八丁目ファミリー農園	東京都世田谷区成城八丁目 7 番23号
世田谷区立第二赤堤二丁目ファミリー農園	東京都世田谷区赤堤二丁目27番 8 号
世田谷区立深沢四丁目ファミリー農園	東京都世田谷区深沢四丁目 1 番15号
世田谷区立祖師谷六丁目ファミリー農園	東京都世田谷区祖師谷六丁目15番11号
世田谷区立粕谷二丁目ファミリー農園	東京都世田谷区粕谷二丁目 7 番 7 号
世田谷区立喜多見三丁目ファミリー農園	東京都世田谷区喜多見三丁目 5 番18号
世田谷区立深沢七丁目ファミリー農園	東京都世田谷区深沢七丁目25番14号
世田谷区立岡本の丘ファミリー農園	東京都世田谷区岡本二丁目34番15号
世田谷区立岡本前耕地ファミリー農園	東京都世田谷区岡本二丁目15番35号
世田谷区立上祖師谷二丁目ファミリー農園	東京都世田谷区上祖師谷二丁目31番 7 号
世田谷区立千歳台二丁目ファミリー農園	東京都世田谷区千歳台二丁目14番20号
世田谷区立給田三丁目ファミリー農園	東京都世田谷区給田三丁目 4 番17号
世田谷区立弦巻五丁目ファミリー農園	東京都世田谷区弦巻五丁目35番 1 号
世田谷区立中町 2-17ファミリー農園	東京都世田谷区中町二丁目17番19号
世田谷区立南烏山一丁目ファミリー農園	東京都世田谷区南烏山一丁目12番31号

一部改正〔平成 7 年規則60号・ 8 年 7 号・ 8 号・ 9 年 3 号・ 124号・ 10年10号・ 70号・ 11年 2 号・ 7 号・ 94号・ 12年 1 号・ 148号・ 13年89号・ 14年 3 号・ 67号・ 78号・ 15年 6 号・ 86号・ 97 号・ 16年 3 号・ 65号・ 17年 7 号・ 85号・ 18年 2 号・ 5 号・ 34号・ 76号・ 83号・ 98号・ 126号・

19年70号・93号・20年70号・89号・21年61号・81号・22年3号・23年4号・40号・55号・24年3号・25年1号・83号・90号・26年4号・27年2号・82号・28年6号・104号・29年2号・72号・30年5号・20号・126号・31年3号・令和2年6号・3年1号・126号・152号・4年98号・5年3号・31号・98号・6年81号]

別表第2（第10条関係）

団体の構成員の人数	区画の数
30人以下	1区画
31人以上60人以下	2区画以内
61人以上90人以下	3区画以内
91人以上120人以下	4区画以内
121人以上	5区画以内

一部改正〔平成30年規則20号〕

別表第3（第14条関係）

期間	規模	
	おおむね10平方メートル	おおむね15平方メートル
1月	850円	1,270円
2月	1,700円	2,540円
3月	2,550円	3,810円
4月	3,400円	5,080円
5月	4,250円	6,350円
6月	5,100円	7,620円
7月	5,950円	8,890円
8月	6,800円	10,160円
9月	7,650円	11,430円
10月	8,500円	12,700円
11月	9,350円	13,970円

備考 利用の承認の期間に1月未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて、この表を適用する。

一部改正〔平成9年規則34号・13年39号・19年93号・23年50号・29年69号・30年20号・令和

7 年25号]

第 1 号様式(1) (第 7 条関係)

年 月 日

世田谷区立区民農園利用申請書

世田谷区長 へ

次のとおり世田谷区立区民農園の利用を申請します。

申 請	住所	
代表者	氏名	

世田谷区立	ファミリー農園	第	番区画
-------	---------	---	-----

	氏 名	年 齢	電 話 番 号
フリガナ			
申請代表者			

年 月 日

世田谷区長 あて

申請団体	所在地	
	団体の名称及び代表者氏名	
利用を申請する区民農園		世田谷区立ファミリー農園
利用を申請する区民農園の区画数又は面積		区画・平方メートル
連絡先	住所	
	氏名	
	電話番号	
区民農園を利用する人数		人

第2号様式（第9条関係）

年 月 日

世田谷区立区民農園利用承認書

あて

世田谷区長名 印

次のとおり世田谷区立区民農園の利用を承認します。

区民農園の 名称及び区 画番号	世田谷区立 ファミリー農園 第 番区画						
利用承認期 間	年 月 日から 年 月 日まで						
使 用 料	年 月 日から	年 月 日まで	円				
	年 月 日から	年 月 日まで	円				
	年 月 日から	年 月 日まで	円				

一部改正〔平成29年規則69号・30年20号〕

第3号様式（第11条関係）

番 号
年 月 日

世田谷区立区民農園利用承認取消・制限・停止通知書

あて

世田谷区長名 図

次のとおり世田谷区立区民農園の利用の取消し・制限・停止を決定しましたので通知します。

区民農園の名称 及び区画番号	
制限又は停止の 内容	
理由	

この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に世田谷区長に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷区長になります。）、提起しなければなりません（なお、この通知を受け取った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。

全部改正〔平成28年規則 6 号〕、一部改正〔平成30年規則20号〕

第 4 号様式 削除

削除〔平成13年規則39号〕

第 5 号様式（第15条関係）

年 月 日

世田谷区立区民農園使用料減免申請書

世田谷区長 あて

住 所
申請者 (団体名)
氏 名

次のとおり使用料の減額・免除を申請します。

区民農園の 名 称			
申 請 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
規定使用料	円	減額の割合 及 び 料 金	割 円
減額・免除 の申請理由			

第6号様式（第15条関係）

番 号
年 月 日

世田谷区立区民農園使用料減免承認・不承認通知書

あて

世田谷区長名 図

次のとおり決定しましたので通知します。

1 使用料の減額又は免除を承認します。

減額又は免除後の額	円
減額又は免除をする期間	年 月 日から 年 月 日まで

2 使用料の減額又は免除を承認しません。

理由	
----	--

この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に世田谷区長に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷区長になります。）、提起しなければなりません（なお、この通知を受け取った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。

全部改正〔平成28年規則 6 号〕、一部改正〔平成30年規則20号〕

第 7 号様式（第16条関係）

年 月 日

世田谷区立区民農園使用料還付申請書

世田谷区長 あて

住 所

申請者 (団体名)

氏 名



次のとおり使用料の還付を申請します。

区民農園の名称	
利用した期間	年 月 日から 年 月 日まで
既に納めた 使 用 料	円
還付申請の理由	

一部改正〔平成30年規則20号〕